

府中町建築工事監督実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、府中町が行う建築工事の監督に必要な事項を定めることにより、監督業務の適正な実施を図ることを目的とする。

(監督)

第2条 監督とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督をいい、この履行に当たっては、府中町建設工事監督規程（平成23年訓令第4号。以下「規程」という。）第2条に規定する監督員の責務に基づき行わなければならない。

(監督行為)

第3条 監督行為とは、府中町建設工事執行規則（平成19年規則第21号。以下「規則」という。）第13条、第17条、第17条の2、第19条、第21条から第25条まで、第27条、第28条、第30条、第31条、第36条から第39条まで、第44条、第47条及び第53条から第56条までに定める調査、管理、立会い、指示、承諾、協議、交付、試験、検査、請求、確認、通知、受理、把握、調整、報告及び審査等の行為を総称するという。

(監督員)

第4条 規則第19条第1項に規定する監督員は、規程第3条の規定により、総括監督員、主任監督員及び一般監督員に分任する。この場合、主任監督員及び一般監督員については、それぞれ2人以上の監督員を指定することができる。

(監督業務の分類等)

第5条 監督業務の分類は、規程第4条に規定する総括業務、主任業務及び一般業務に分類し、業務内容に応じた分類は別表第1のとおりとする。ただし、重要なもの等の判断は事業規模、事業内容等から勘案し、総括監督員が決定する。

2 規程第4条の規定により、総括監督員は総括業務を、主任監督員は主任業務を、一般監督員は一般業務を担当する。

(監督員の通知)

第6条 契約担当職員は、監督員の職名及び氏名並びに監督員の職務分担を、請負者に通知する。

第2章 監督

第1節 契約の履行の確保

(契約図書の内容の把握)

第7条 監督員は、契約書、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。

(施工体制の把握)

第8条 監督員は、施工上の技術的な管理をつかさどる者の設置状況その他の工事現場の施工体制が請負者から提出された施工体制台帳の記載に合致しているかどうかを把握する。

(工程把握及び工事促進指示)

第9条 監督員は、請負者からの履行報告により工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。

(関連工事の調整)

第10条 監督員は、請負者の施工する工事及び町長の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、請負者に対し必要な指示を行う。

(施工計画書の受理)

第11条 監督員は、請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。

(契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議及び受理等)

第12条 監督員は、必要により現場状況を把握した上、請負者又はその現場代理人に対し、契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理等について、適切に行う。

2 監督員が、その権限又は職務に基づき、請負者又はその現場代理人に対して行う指示、承諾、協議及び受理等は、工事打合せ簿による書面をもって行う。

(条件変更に関する確認、調査、検討及び通知)

第13条 監督員は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したとき又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水の状態、施工上の制約その他設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の調査結果（指示する必要がある場合は当該指示を含む。）を請負者に通知する。ただし、特に重要な変更等を伴う場合は、あらかじめ契約担当職員の承認を受ける。

(変更設計図面及び数量等の作成)

第14条 監督員は、一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。

(工期変更の事前協議及びその結果の通知)

第15条 監督員は、規則第25条第7項、第27条第1項、第28条第5項、第29条から第31条まで、第32条第1項及び第50条第2項の規定による工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。

第2節 施工状況の確認等

(監督行為の実施)

第16条 監督員は、別表第2～別表第4に定めるとおり監督行為を行うものとする。ただし、別表に定める事項以外に監督員が必要と認める事項については、適宜、実施する。

(建設副産物の適正処理状況の把握)

第17条 監督員は、建設副産物を搬出する工事にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握し、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、請負者が作成する再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により、リサイクルの実施状況を把握する。

(改造請求及び破壊による確認)

第18条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で必要があると認められるときは、改造の指示を行う。

2 次の各号に違反した場合又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して確認する。

- (1) 請負者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- (2) 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- (3) 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- (4) 請負者は、前2号に規定するほか、町長が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品の確認、引渡し)

第19条 監督員は、設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当職員が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書により確認し、

引渡しを行う。

- 2 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料又は貸与品を契約担当職員と打合せの上、引渡し等の措置を採る。

第3節 円滑な施工の確保

(地元対応)

- 第20条 監督員は、地元住民からの工事に関する苦情及び要望等に対し必要な措置を行う。

(関係機関との協議及び調整)

- 第21条 監督員は、工事に関して関係機関との協議及び調整等における必要な措置を行う。

第3章 監督員の契約担当職員への報告

(工事の中止、工期の延長の検討及び報告)

- 第22条 監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当職員へ報告する。

- 2 監督員は、請負者から工期延長の申出があった場合は、その理由を検討し、契約担当職員へ報告する。

(一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告)

- 第23条 監督員は、工事目的物等の損害について請負者から通知を受けた場合は、その原因及び損害の状況等の調査を行い、町長の責めに帰する理由及び損害物の請求内容を審査し、契約担当職員に報告する。

(不可抗力による損害の調査及び報告)

- 第24条 監督員は、請負者から天災等の不可抗力による工事目的物等の損害について通知を受けた場合は、その原因及び損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当職員に報告する。

- 2 監督員は、損害額の負担請求内容を審査し、契約担当職員へ報告する。

(第三者に及ぼした損害の調査及び報告)

- 第25条 監督員は、工事の施工について第三者に損害が生じたときは、その原因及び損害の状況等を調査し、町長が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当職員へ報告する。

(部分使用の確認及び報告)

- 第26条 監督員は、部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当職員へ報告する。

(中間前金払請求時の出来高確認及び報告)

- 第27条 監督員は、中間前金払の請求があった場合は、工事履行報告書に基づき出来高を確認し契約担当職員へ報告する。

(部分払請求時の検査及び報告)

第28条 監督員は、部分払の請求があった場合は、請負者の立会いの上、工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の検査及び出来形部分対照表の作成を行い、契約担当職員に報告する。

(工事関係者に関する措置請求)

第29条 監督員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当職員へ措置請求を行う。

(契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告)

第30条 監督員は、次の各号に該当し契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当職員に対し措置請求を行う。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込が明らかにならないと認められるとき。
- (3) 規則第20条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 請負者の解除権に基づく理由がないのに契約の解除を申し出たとき。

2 監督員は、請負者から契約解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当職員へ報告する。

3 監督員は、契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当職員へ報告する。

第4章 監督員のその他の業務

(現場発生品の処理)

第31条 監督員は、工事現場における発生品について、規格及び数量等を確認し、その処理方法について指示する。

(臨機の措置)

第32条 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。

(事故等に対する措置)

第33条 監督員は、事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、契約担当職員に報告する。

(工事完成検査等の立会い)

第34条 主任監督員及び一般監督員は、工事の完成、部分引渡し、中間の各段階における建設工事の検査の立会いを行うものとする。

(工事成績の評定)

第 35 条 主任監督員及び一般監督員は、工事完成のとき、府中町請負工事成績評定要領
(平成 23 年告示第 号)に基づき、工事成績の評定を行う。

(検査日の通知)

第 36 条 監督員は、建設工事の検査に先立って請負者に対して検査日を通知する。

(工事記録)

第 37 条 監督員は、工事打合せ簿により、監督経緯を明らかにする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

監督業務の分類表

業 内 務 容	監督業務		
	総括業務	主任業務	一般業務
工事請負契約書に基づく契約担当職員等の権限とされる事項のうち、契約担当職員が必要と認めて委任したものの処理	○	—	—
契約の履行について請負者に対する必要な指示、承諾、協議又は受理等の処理	○ 重要なもの	○ 重要なもの、軽易なものを除く	○ 軽易なもの
関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合の調整	○ 重要なもの	○ 重要なもの、軽易なものを除く	○ 軽易なもの
設計図書の変更及び条件変更等、工事の中止及び工期延長の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の報告	○ 契約担当職員に対する報告	○ 総括業務を担当する監督員に対する報告	○ 主任業務を担当する監督員に対する報告
設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負人が作成した詳細図等の承認	—	○ 軽易なものを除く	○ 軽易なもの
設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の実施（確認を含む）	—	○ 重要なもの	○ 重要なものを除く
監督員の指揮・監督	○ 主任及び一般業務を担当する監督職員の指揮監督	○ 一般業務を担当する監督員の指揮監督	—
監督業務の掌理	○ 総括、主任、一般業務の掌理	○ 主任、一般業務の掌理	○ 一般業務の掌理

別表第2（第16条関係）

建築工事

項 目	施 工 図 ・ 原 寸 図 等	そ の 他
1 準備事項	1 施工図・原寸図の必要範囲及び必要部分の指示 2 見本・試作品の必要範囲及び必要部分の指示 3 特殊な設計内容・施工限定・認定工法等の説明・打合せ 4 関連設備工事設計図書の説明 5 法令による施工基準との関連調査の指示	1 関連施工者間の調整打合会の決定 2 法令等による現場表示について指示（計画通知・労災・監督員の指示する現場表示板等） 3 官公署その他への手続の確認 4 現場に常備する設計図書及び資料の確認（特記仕様書・現場説明事項・質疑応答書等契約内容に関するもの一式）
工事区分	計画の検討・承諾	施工監理
2 仮設工事	[敷地境界] 関係者立会いの上、設計図と照合・確認 仮設物の位置、規模、構造等の計画について打合せ	[縄張り] 1 縄張りの立会い検査 2 ベンチマーク（G L）の立会い検査 3 遣り方の検査
3 土工事	[根切り] 施工図の検討・承諾（根切り範囲、深さ、順序）	支持地盤の立会い検査
4 地業工事	[既製コンクリート杭・鋼杭] 施工図の検討・承諾（試験杭の位置、本杭の打設順序、打設の深さ） [場所打ちコンクリート杭] 1 施工図の検討・承諾（試験掘削の位置、本杭の打設順序） 2 生コンクリート調合計画表の検討・承諾 3 施工業者は、技量証明により承諾	1 杭芯出しの計測検査（位置の確認） 2 試験杭立会い（支持力、支持地盤、掘削深さ等をボーリングデータと確認） 1 試験杭立会い（支持地盤、掘削深さを検査） 2 支持地盤の確認（状況に応じて立会い）
		[杭の載荷試験] 試験に立会い荷重を確認 [地盤の載荷試験（平板載荷試験）] 試験に立会い荷重を確認
5 鉄筋工事	[施工図] 1 鉄筋加工図の検討・承諾（種別、径、長さ、間隔、本数、継手位置、定着長さ、フックの形状、余長、曲げ半径） 2 各部詳細図の検討・承諾（開口部・貫通孔の補強、かぶり厚さ、柱梁交差部） 3 配筋図の検討・承諾（かぶり厚さ、鉄筋間隔）	[配筋検査] 径、本数、かぶり、あき、継手長、定着、スペーサー、結束等立会い検査 [ガス圧接] 1 外観試験の抽出検査（部位別の代表ロット1箇所以上計測により検査、その他確認） 2 超音波深傷試験の立会い（抽出検査、深傷器の点検）

	[材料] 試験場所、特記がない場合の試験方法を承諾、試験計画書を受理し、試験に立会い品質を確認 [超音波深傷試験] 試験従事者は、技量証明等により承諾	
6 コンクリート工事	[製造所] 選定資料を検討し承諾 [レディミクストコンクリート] 計画調合表の検討・承諾 [型枠] 施工図の検討。承諾（開口部・貫通部補強の有無、埋込み金物の位置、コーンの使用箇所、床こて仕上げ高さ、打込み断熱材の有無、増打ち、諸寸法、打設レベル、打放し型枠割付け） [型枠の取り外し] 1 材齢の場合→期間を確認 2 強度の場合→試験成績書、安全確認検討書により承諾	[試練り] 立会いの上、計画調合を確認（計画スランプ、計画空気量、所要気乾単位容積質量、調合強度） フレッシュコンクリートの試験の立会い（スランプ、空気量、塩化物量、単位用世紀質量） [コンクリート打設] 打設に立会い打設状況を確認 [主要構造部に影響ある欠陥] 欠陥の報告を受理し、補修方法について指示、補修後検査 1 組立ての抽出検査（部位別2箇所以上計測、コンクリート打設に先立ち検査） 2 組立ての立会い検査（コーンの使用箇所、柱脚・柱頭の固定、振れ止め床型枠用鋼製デッキプレートの固定、支保工の配置・固定） 3 開口部、貫通孔、埋込み金物の取付けの抽出検査（種類別1箇所以上計測） 4 ルーフドレインの取付けの検査（数量、大きさ、位置、増打ち）
7 鉄骨工事	工作図の検討・承諾（柱・梁等の符号基準線、継手位置、スパン、階高、ベースプレートの位置、柱・梁の取合い、ベース回りの納まり、材質、寸法、溶接の種類・位置、高力ボルト・普通ボルトの径、ゲージ、ピッチ、ヘリあき等、鉄筋の貫通孔径・位置、仮設用部材の取付け等） [製作工場]	

	工場選定資料を設計図書と照合、検討し承諾 [超音波深傷試験] 試験機関選定資料を検討し承諾 [現場組織] 溶融亜鉛めっき高力ボルトの技術者技能者は、技量証明書等を検討し承諾 [工法] スタッド溶接の技能者は技量証明等を検討し承諾	
	[材料] 鋼材の試験場所、特記がない場合の試験方法の承諾	試験計画書を受理し、試験に立会い品質を確認
		[原寸検査] 主要部分の長さ、幅、厚さを計測し施工図と照合（立会い検査）
	[仮設用部材の取付け等] 鉄骨への影響を確認し承諾	
		[製品検査] 部位別 1 箇所計測し、その他は立会い検査（材質、主要寸法、ボルト穴、スリーブ、鉄筋貫通孔の位置、寸法、溶接状況、摩擦面の状況、開先の形状等）
		[高力ボルト接合] 締付けの検査（トルシア形高力ボルト：確認、J I S 形高力ボルト：部位別 1 箇所以上計測し、その他確認）
		[溶接接合] 溶接部の検査（現場溶接は、立会い検査）
		[建方] 立会い検査（組立順序、仮ボルト、建入れ直し、建入れ精度）
8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	[コンクリートブロック] ブロック割付図の検討・承諾（ブロック割付、配筋、ブロックと壁の取合い、交差部・端部の取合い、マグサ、がりょう、建具取合い設備用配管、ボックス等取合い） [工法] 既製マグサ使用の承諾	補強筋の検査

	[パネル] パネル割付図の検討・承諾（パネル割付、寸法、取付、開口、補強、躯体との取合い、建具枠等との取合い、設備用配管、ボックス等取合い、切り欠き部の補強	
	[共通] 施工図（平面図、各部詳細図）の検討・承諾（勾配、ドレン位置、伸縮目地割付、立上り、出入口回り、入隅、出隅、設備配管、ドレン回り、エキスパンション部取合い）	
9 防水工事	アスファルト防水	[防水下地] 検査（勾配、突起の除去、入隅・出隅面取り、通り、立上り、出入口回り、設備配管、ドレン回り、エキスパンション部取合い） [ルーフィング張り] 各層毎、特殊部、端部を検査（方向、重ねしろ、端部、入隅、出隅、立上り、出入口回り、設備配管、ドレン回り、エキスパンション部の増張・捨て張り）
	塗膜防水	[防水層] 検査（プライマー塗りむら、特殊部分の処置）
	合成高分子系ルーフィングシート防水	[防水下地] 検査（入隅、出隅、立上り、ドレン回り取合い、勾配、突起部の除去） [ルーフィングシート張付け] 検査（接着剤の乾燥状態、固定金具の留付け、密着の程度、接合部の処置、特殊部分の増張り、捨て張り）
10 石工事	1 材料・仕上げ見本の承諾 2 施工図の検討・承諾（石の割付け、形状、寸法、目地寸法、取付金物（だぼ等共）、取付位置、配筋、吊りボルト、入隅・出隅の取合い、開口部回り、設備機器取合い、金物等との取合い	[下地ごしらえ] 検査（計測記録、鉄筋、アンカー、取付金物、錆止め）

1 1 タイル工事	タイル割付図の検討・承諾（タイル割付、目地寸法・位置、入隅、出隅、開口部、設備機器回り取合い、役物使用部、勾配（雨水掛かり部）、伸縮目地・ひび割れ誘発目地の位置、構造、形状、寸法）	
	後張り	[張付け] 外観検査（精度） [陶磁器質タイル] 見本焼は、立会いで見本と確認（規格、種類、色調、形状、寸法、裏足の高さ） [接着力検査] 試験に立会い、強度を確認（引張接着強度）
	先付け	[陶磁器質タイル] 後張りと同様 [接着力試験] 後張りと同様
1 2 木工事	施工図の検討・承諾（天井下地、小屋組、床組、間仕切軸組、建具回り・壁・天井・床取合い、設備機器取合い）	表面仕上げ状況の検査
1 3 屋根及びとい工事	[屋根] 1 材料・見本・メーカーの検討・承諾 2 施工図の検討・承諾（割付け、棟、軒先、けらば、壁との取合い）	
		[とい] 確認記録を基に検査
1 4 金属工事	施工図の検討・承諾（取付金物、取付方法、材質、形状、寸法、伸縮継手の間隔、設備機器取合い、補強方法）	[軽量鉄骨天井・壁下地] 抽出検査、施工状況の確認（取付、開口部補強、溶接部） [手すり及びタラップ] 抽出検査、計測記録と照合し検査、その他確認（位置、溶接、加工、固定度） [金属成形板張り] 検査（割付、下地、伸縮調整、継手位置） [アルミ笠木] 検査（固定金具間隔、固定度、継手部）
1 5 左官工事	仕上げ見本の検討・承諾	仕上げの検査（平坦さ、むら等）

16 建具工事	1 施工図の検討、確認（防火区画（防火戸）、防煙区画（防煙シャッター、マスターキー、位置、形状、寸法、数量、施錠方法、ガラス厚、ガラス溝形状・寸法・金物類、補強材、シーリング、防錆処理、取付方法、操作方法、ストッパー位置、関連工事及び各仕上げとの取合い） 2 主要な金物は、見本品の検討・承諾 3 ガラスの見本品の検討・承諾	[建具] 取付状況の検査（位置、開き勝手、アンカー） [鍵] 引渡前に錠前と照合し、作動検査 [ガラス] 検査（シーリング材、ガスケット、セッティングブロック、掛かりしろ、切断面、小口の防錆処理）
17 カーテンウォール工事	[メタルカーテンウォール] 施工図の検討・承諾（配置、形状寸法、数量、目地、取付金物、取付方法）	抽出検査、10%確認（取付精度、材質、目地、本留め、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画等の処理）
	[PCカーテンウォール] 施工図の検討・承諾（配置、数量、目地、仕上げ材割付、継手、定着、寸法、配筋、設備取合い、材質）	1 型枠の抽出検査、施工図と照合し、確認（寸法、精度、材質、ねじれ、反り、曲がり、脱型時強度） 2 躯体付け金物の抽出検査、10%確認（取付精度、材質） 3 PC本留めに先立ち抽出検査（取付精度、目地、本留め、溶接後の錆止め、防火・防煙区画の位置）
18 塗装工事	色見本・仕上げ見本の検討・承諾	[各種塗料塗り] 検査（表面仕上り、色、模様、むら）
19 内装工事	1 施工図の検討・承諾（割付け、模様合わせ、隅部、柱回り、設備器具取合い、他の仕上げ材との取合い、点検口の納まり、防火・防煙区画の処理） 2 見本品の検討・承諾（接着剤・釘等）	仕上り状況について検査
20 ユニット及びその他工事	[ユニット工事] 施工図の検討・承諾 [割付け図]	検査（見本と照合、寸法、仕上り性能、開閉機能）
	[プレキャスト工事] 施工図の検討・承諾（寸法、配筋、継手、定着、取付金物、数量、かぶり厚さ、取付方法）	
	[間知石及びコンクリート間知ブロック積み] 施工図の検討・承諾（位置、高さ、水抜き処理）	

	[敷地境界石標] 施工図の検討・承諾（位置、形状、材質） [雑工事] 1 施工計画の検討・承諾 2 シーリング材の材質及び色の検討・承諾 3 家具類施工図の検討・承諾	建込み全数立会い、関係者との立会いの上、設計図書、施工図等を照合・確認 1 室名札の形状取付位置の確認 2 床下換気孔・天井換気孔の形状・納まり及び雨水・鳥・ねずみ・虫等の侵入防止策の確認 3 流し・各種棚の取り付け下地・金物等の強度確認、コンセント・棚下灯との取合確認 4 床・天井点検口の材質・納まりの確認 5 玄関マット等の水抜目皿・レベルの確認 6 カーテン・カーテンレールの材質・吊込み位置の確認
2 1 排水工事	施工図の検討・承諾（管の位置、勾配、径、材質、枘の位置・深さ・仕上げ高さ、各部納まり、他工事との取合い）	[排水枘、マンホール、グレーチング] 検査（高さ、防錆処理、安定性） [通水試験] 埋戻し前の試験記録を確認し、試験の立会い
2 2 舗装工事	1 施工図の検討・承諾（勾配、高さ、目地、縁石の位置、他工事との取合い） 2 アスファルト配合は、マーシャル安定度試験を基に試練りを行い承諾 3 転圧機械、舗装機械の承諾	[舗装] 検査（平坦さ） 抜取り密度検査 [街渠、縁石、側溝等] 検査（地業、水勾配、据付けの通り、寒冷期施工の養生） [路盤] 基準密度を承諾（締固め度試験）
2 3 植栽工事	施工図の検討・承諾（樹木の配置、芝張り面積）	[樹木] 確認（樹高、葉張り、幹回り、樹種、根巻き状況、発育状況、数量） [樹種、移植] 検査（植込み穴の深さ・幅・支柱、養生等）

別表第3（第16条関係）

電気設備工事

項 目	施 工 図 ・ 原 寸 図 等	そ の 他	
1 準備事項	1 施工図・原寸図の必要範囲及び必要部分の指示 2 見本・試作品の必要範囲及び必要部分の指示 3 特殊な設計内容・施工限定・認定工法等の説明・打合せ 4 関連設備工事設計図書の説明 5 法令による施工基準との関連調査の指示	1 関連施工者間の調整打合会の決定 2 法令等による現場表示について指示（計画通知・労災・監督員の指示する現場表示板等） 3 官公署その他への手続の確認 4 現場に常備する設計図書及び資料の確認（特記仕様書・現場説明事項・質疑応答書等契約内容に関するもの一式）	
施工区分	計 画 の 検 討 ・ 承 諾	施 工 監 理	そ の 他
2 仮設工事	仮設計画の検討・承諾 仮建物の位置、材料置場、配電計画、打合事項時期		
3 屋外配線工事	1 施工図の検討・承諾 配柱図・電柱・ケーブルの位置 2 承諾図の検討・承諾設計図・共通仕様書・特記仕様書・電気設備機材等指定名簿（以下「指定名簿」という）と照合 3 外灯ポール等の塗装色の検討・承諾 4 法令による施工基準との関連調査の指示	1 施工確認 (1) 根入れ、根カセ、支線柱 (2) 埋設ケーブルの配列 (3) ハンドホールの仕上、防水状態 (4) 管路等の接続状態 2 試験測定の確認 (1) 電力会社における検査 (2) 自家用部分にあつては主任技術者による耐圧、メガー測定等	試験成績表の整理

4 屋内配線工事	1 施工図の検討・承諾 (1) 器具、分電盤等の納まり (特に下地仕上等の関係) (2) 他の工事との必要箇所の納まり (3) 他の配管との離隔 2 承諾図の検討・承諾 設計図・共通仕様書・特記仕様書・指定名簿との照合 3 盤等の塗装色の検討・承諾 (建築仕上げの関連による)	1 配管配線の確認 (1) 管径、接続、ボックス位置 (2) ボンデング、サドル間隔 (3) 管口の処理、養生、塗装 (4) 電線の太さ、接続、絶縁処理、電線の造営材貫通及び接近 (5) 碍子間隔、壁の貫通、電線支持 (6) 接地抵抗処理 2 機器取付の確認 (1) 照明器具、分電盤、制御盤、弱電機器等の位置、寸法、取付方法 (2) 機器の仕様 3 抵抗測定の確認 絶縁抵抗測定 4 機器の性能試験の確認	測定記録の確認
5 変電設備 (含非常電源)	1 施工図の検討・承諾機器の配置の据付寸法その他必要箇所の納まり 2 承諾図の検討・承諾設計図・共通仕様書・特記仕様書・指定名簿と照合 3 塗装色の検討・承諾	1 基礎の仕上の確認 2 機器の仕様の確認 3 配電盤・発電機・原動機燃料槽・配管等の据付材質管径等の確認 4 試験測定の確認 (1) 耐圧試験、リレー調整及び試験 (2) 機構動作試験 (3) シーケンス試験 (4) 絶縁抵抗測定	試験成績表の整理
6 接地工事	1 施工図の検討・承諾 (1) 接地線の太さ、接地極の位置、深さ種類 (2) 他の接地極との離隔 (3) 他のガス管など金属体との離隔 2 承諾図の検討・承諾 設計図・共通仕様書・特記仕様書・指定名簿と照合	1 接地極の確認 2 接地線の確認 3 接地極等の離隔の確認 4 接地極の位置表示の確認 5 接地抵抗測定の確認	測定記録の整理
7 避雷針設備工事	1 施工図の検討・承諾 (1) 突針支持金物の取付方法 (2) 保護角 2 承諾図の検討・承諾設計図・共通仕様書・特記仕様書・指定名簿と照合	1 受電部（突針・導体）の取付の確認 2 導線の接続。布設状況の確認 3 接地抵抗測定の確認 4 導線と他の金属工作物の離隔	測定記録の整理

8 構内交換設備工事	1 施工図の検討・承諾機器の据付、配置寸法その他必要な箇所の納まり 2 承諾図の検討・承諾設計図・共通仕様書・特記仕様書・指定名簿と照合	1 機器の仕様の確認 2 機器の取付の確認 3 配管管径呼び線等の確認 4 試験測定の確認 (1) 動作試験 (2) 通話試験	試験成績表の整理
9 エレベーター設備	1 施工図の検討・承諾 (1) 建築基準法によるチェック (2) エレベーターシャフトとの取合い(機械室、ピット、シャフト内障害物等) (3) 機械の納まり 2 承諾図の検討・承諾設計図・共通仕様書・特記仕様書・指定名簿と照合 3 塗装色の検討(建築仕上げの関連による)	1 機器の仕様の確認 2 各機器の据付、組立、納まり、電気配線の確認 3 性能試験の確認建築基準法及びJ I S規格に定められた各種試験に合格すること。	試験成績表の整理

別表第4（第16条関係）

機械設備工事

項 目	施 工 図 ・ 原 寸 図 等	そ の 他
1 準備事項	1 施工図・原寸図の必要範囲及び必要部分の指示 2 見本・試作品の必要範囲及び必要部分の指示 3 特殊な設計内容・施工限定・認定工法等の説明・打合せ 4 関連設備工事設計図書の説明 5 法令による施工基準との関連調査の指示	1 関連施工者間の調整打合会の決定 2 法令等による現場表示について指示（計画通知・労災・監督員の指示する現場表示板等） 3 官公署その他への手続の確認 4 現場に常備する設計図書及び資料の確認（特記仕様書・現場説明事項・質疑応答書等契約内容に関するもの一式）
施工区分	計 画 の 検 討 ・ 承 諾	施 工 監 理
2 衛生器具設置工事	1 施工図の検討・承諾器具寸法、取付方法・位置、タイル目地割による取合等設計図、共通仕様書と照合 2 承諾図の検討・承諾設計図、共通仕様書、設備機材等指定名簿（以下「指定名簿」という）と照合	1 器具取付工事 仕様、メーカー名、取付位置、ガタツキ、取付下地、防水層との取合せの確認 2 通水試験 漏水（水栓連結部、排水器具等の連結）の確認
3 給水設備工事	1 施工図の検討・承諾 関係官庁との給水方法の確認、受水槽・高架水槽（容量、基礎構造、点検通路等）、ポンプ類配置（基礎構造、配管等）、電気コンセントとの取合い、貫通管位置・取付仕舞、弁ます及び位置、寸法、配管口径・材質・支持間隔、保温・防食方法等設計図、共通仕様書と照合 2 承諾図の検討・承諾 設計図、共通仕様書、指定名簿と照合	1 配管工事 ネジ切等継手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管の深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認 2 防露、塗装工事 種別、防露の厚さ、テープ巻状態、見切、目止め塗装、防食塗装、識別色及び指示標字の確認 3 機器据付工事 仕様、据付位置、据付（基礎、振動、騒音、操作、排水位置等）、メーカー名、養生の確認 4 通水試験 水圧、ウォーターハンマー、泥拔、漏水の確認
4 排水設備工事	1 施工図の検討・承諾 関係官庁との排水方法の確認、配管口径・材質・支持間隔、貫通位置、排水ます位置、大きさ、深さ、勾配、系統図、保温方法、貫通管取付仕舞等設計図、共通仕様書と照合 2 承諾図の検討・承諾 設計図、共通仕様書、指定名簿と照合	1 配管工事 口径、材質、ネジ切等継手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、埋設深さ、地盤高さ、他構造物との取合い、貫通管取付仕舞の確認 2 防露、塗装工事 種別、防露の厚さ、テープ巻状態、見切、アスファルトジュート巻、目止め、防食塗装、配管識別確認 3 機器据付工事 仕様、据付位置、方法、振動、騒音、基礎、養生の確認 4 通水試験 流水状態、機器調整、漏水、排水ます、深さ、勾配の確認

5 給湯設備工事	1 施工図の検討・承諾 ポンプ類、ボイラー等機器の配置（間隔、基礎等）貫通管位置、取付仕舞、他工事との取合い、配管口径、材質、・支持間隔、保温・防食方法等設計図、共通仕様書と照合 2 承諾図の検討・承諾 設計図、共通仕様書、指定名簿と照合	1 配管工事 ネジ切等継手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管の深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認 2 防露、塗装工事 種別、防露の厚さ、テープ巻状態、見切、目止め塗装、防食塗装、識別色及び指示標字の確認 3 機器据付工事 仕様、据付位置、据付（基礎、振動、騒音、操作、排水位置等）、メーカー名、養生の確認 4 通水試験 漏水、湯量、温度測定、機器調整の確認
6 消火設備工事	1 施工図の検討・承諾 ポンプ類の配置（間隔、基礎等）、消火栓箱の位置と納まり、他の埋設管との取合い、消防法によるチェック、配管口径・材質・支持間隔、保温・防食方法等設計図、共通仕様書と照合 2 承諾図の検討・承諾 設計図、共通仕様書、指定名簿と照合	1 配管工事 ネジ切等継手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管の深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認 2 防露、塗装工事 種別、防露の厚さ、テープ巻状態、見切、目止め塗装、防食塗装、識別色及び指示標字の確認 3 機器据付工事 仕様、据付位置、据付（基礎、振動、騒音、操作、排水位置等）、メーカー名、他工事との取合い、養生の確認 4 通水試験 水圧、漏水、ウォーターハンマー、泥拔の確認
7 ガス設備工事	1 施工図の検討・承諾 電気配線、器具類との距離、コック類、メーターの納まり、屋外埋設管との取合い、防食方法、配管口径・材質・指示間隔、貫通管位置・取付仕舞等設計図、共通仕様書と照合 2 承諾図の検討・承諾 設計図・共通仕様書・特記仕様書・指定名簿と照合	1 配管工事 仕様、ネジ切等継手類の取合い、勾配、電気配線、器具類との距離、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管の深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認 2 塗装工事 下地、塗回数、識別の確認 3 試験 気密テスト、湯沸器・ガスコックの試験吹き

8 空気調和設備工事	1 施工図の検討・承諾 他工事との取合い、納まり、配管の状態、ファンコイルの位置・周辺機器の納まり、ダクト類の取まり、点検口、給気ガラリ、排気ガラリの雨仕舞、配管口径・材質・支持間隔、ダクト寸法・材質・支持間隔、貫通管位置・取付仕舞、吹出口・吸込口・各種ダンパーの形状・位置、保温方法等設計図、共通仕様書と照合 2 承諾図の検討 設計図・共通仕様書・特記仕様書・指定名簿と照合	1 配管工事 ネジ切等継手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管の深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認 2 ダクト工事 位置、寸法（板厚も含む）、継目、フランジ間隔、接続状態、支持金物（間隔、振れ止め方法）、吹出口・吸込口・各種ダンパーの形状・位置、貫通部仕舞の確認 3 保温、塗装工事 種別、防露の厚さ、テープ巻状態、見切、目止め塗装、防食塗装、識別色及び指示標字の確認 4 機器据付工事 仕様、据付位置、据付（基礎、振動、騒音、操作、排水位置等）、メーカー名、養生、気密、断熱、雨仕舞等の確認 5 試験 水圧試験、気密試験、機能試験等共通仕様書項目により行う
9 浄化槽設備工事	1 施工図の検討・承諾 位置、導入管、排水管勾配、駆体の容積、配筋、開口部の位置・大きさ、防水等、ポンプ類、配電盤など機器の配置、一次・二次処理装置については建築基準法、国土交通省告示によるチェック、三次処理装置についてはフローシートのチェック等設計図、共通仕様書と照合、各工事について詳細は、各工事の項を参照 2 承諾図の検討・承諾 設計図・共通仕様書・特記仕様書・指定名簿と照合 3 建築工事・電気設備工事の検討・承諾各工事の項を参照	1 配管工事 ネジ切等継手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管の深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認 2 機器据付工事 仕様、据付位置、据付（基礎、振動、騒音、操作、排水位置等）、メーカー名、養生、気密、断熱、雨仕舞等の確認 3 試験 通水試験により漏水（24時間満水試験）、越流状態を目視するとともに、設計水質基準値を確認 4 建築工事・電気設備工事 各工事の項を参照